



マル福の対象資格に 精神障がい者が追加

8月から福祉医療費助成制度（マル福）の対象資格に精神障がい者（1級）が追加されます。

助成を受ける際には申請が必要となります。（精神病棟への入院医療費は対象外）

●対象者

次の両方を所持している方

- ①精神障がい者手帳（1級）
- ②自立支援医療受給者証

●手続き等

必要書類を持参のうえ、健康推進課または各支所で手続きをしてください。

●必要書類

- ・健康保険証
- ・精神障がい者手帳（1級）
- ・自立支援医療受給者証

●その他

精神障がい者手帳や自立支援医療受給者証は、申請から交付まで2か月ほどお時間がかかります。医療費助成は手帳等の交付後から適用となりますので、余裕のある申請をお願いします。

◆問い合わせ先

福祉医療費受給者証に関すること

健康推進課 医療年金係

☎85-2137

- ・精神障がい者手帳、自立支援医療受給者証に関すること

福祉課 地域福祉係

☎85-2190



軽自動車税の減免 申請のお知らせ

身体や精神に障がいのある方が所有、または形状が身体障がい者等が利用するためのものである車両のうち、一定の条件を満たすものは軽自動車税の減免を受けることができます。普通自動車税の減免を受ける際は総合県税事務所山本支所（52-6201）で申請してください。

※減免を受けるには毎年の申請が必要です。

【所有者による減免】

1人につき1台まで

●減免基準

障がいの種別と級（町ホームページをご確認ください）

●必要なもの

- ・納税通知書
- ・身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳等

- ・運転免許証（家族が運転される場合はその方の免許証）
- ・マイナンバーカードまたは通知カード

【車両の形状による減免】

●減免基準

車両の形状（車検証の形状・備考欄に「車いす移動車」と記載のある、8ナンバーを取得している特種車両）

●必要なもの

- ・納税通知書
- ・車検証の写し

【共通事項】

- 申請期限 5月24日
- 申請場所 税務課または各支所

◆問い合わせ先

税務課 賦課係

☎85-4828



飲酒運転等の状況（運転者住居別結果）

	3月中	R6累計
酒酔い運転	0	0
酒気帯び件数	1	1
飲酒事故（負傷）件数	0	0
飲酒事故（死亡）件数	0	0
交通死亡事故件数	0	0
全県市町村順位（25市町村中）12位（前月1位）↓		

おかげさまで47周年！

業務拡大の為 正社員大募集！ 警備員（月収20万超）

地域の毎日を支えるとっても便利な会社です！
グループ1000名を超えるTBKスタッフの仲間になりませんか？
65歳以上の方々も活躍されている職場です！

東北ビル管財株式会社 ☎0185-74-9040

秋田県能代市仁井田白山95番地3 能代営業所 採用担当までお気軽にご相談ください！



清掃・設備
人材派遣
同時募集！

TBKグループ



警備インスタ
はじめました